

さぬき水田営農だより

米 穀 情 勢

1

19年産をめぐる全国の需給環境

現段階で19年産米の想定される需給環境については、18年産米と同程度の作付面積で、作況指数100の平年並みとなった場合、生産量は870万トンとなり、国の示した生産数量目標828万トンを42万トン上回り、大幅な供給過剰となることが想定されています。このような大幅な需給緩和が想定されるなか、本県は、従来からの大口需要先との事前契約取引を拡大し、20年10月末で持越在庫とならない円滑かつ安定的流通と将来にわたり継続性のあるパートナーシップの構築を進めます。

19年産米の想定される需給環境

(単位：万トン)

		需給全体	うち政府米	備考
18年10月末持越在庫 A		81	77	
19 RY	18年産生産量 B (作況指数96)	840	26	
	供給量計 C = A + B	921	103	
	過剰米処理量 D	0	0	
	主食用等需要量 E	839	26	
19年10月末持越在庫 F = C - D - E		82	77	
20 RY	19年産生産量 G (作況指数100)	870	20	
	供給量計 H = F + G	952	97	
	過剰米処理量 I	0	0	
	主食用等需要量 J	828	20	
20年10月末持越在庫 K = H - I - J		124	77	

※RYは米穀年度/
生産年11月～翌年10月

(参考) 香川の18年産米の販売状況について (平成19年6月末)

(単位：トン、%)

18年産			17年産			進捗差 ①-②
販売計画	販売実績	進捗①	販売計画	販売実績	進捗②	
30,314	24,374	80.4	32,397	22,438	69.3	+11.1

2

20年産に向けた

需給調整システムへの取組み

20年産では、新たな需給調整システムが円滑に機能するよう作付け意向調査を実施(10月～11月)するなど「売れる米づくり」の観点から生産数量目標の配分ルールを検討し、需要に即した計画的生産体制の構築を目指します。

産地交流で販売強化

JA香川県と京阪神地域の讃岐米取扱加盟店11社で組織する「さぬき米夢クラブ」の第4回産地視察研修会を7月8日、9日の両日、県内で開催し、生産者との交流会（綾川町、坂出市）や圃場視察など讃岐米の良さを直接感じていただき、今後の販売促進など連携強化を確認しました。

会議では、本県の米事情、今年度のキャンペーン内容や食味向上対策への取組みを説明したあと、意見交換を実施しました。

「さぬき米夢クラブ」会員からは、川津町支店において「田んぼから1週間で食卓へ」のキャッチフレーズで取り組んだヒノヒカリの予約販売企画（約60トン）について、消費者からの高い評価をいただいたとの報告がありました。

反面、県産米は、地域間での品質にバラツキがあり、石や麦など異物混入が多いとの指摘がありました。産地間競争が激化しているなか、指名買いされるためには、地域間でバラツキのない毎年安定した品質の提供が求められました。



「JA香川米」が始まります

平成19年産米より、消費者に一層「安全・安心なお米」を届けると共に「売れる米づくり」の一環として、「JA香川米」がスタートします。

- 「栽培履歴書（米）」は、記帳し、必ず出荷日の前までに提出しましょう。
- カントリーエレベーターなど施設搬入は、区分荷受け（JA香川米と一般米と区別）する必要があります。

現在、荷受日や荷受口の分離、他施設への搬入、委託乾燥の斡旋など区分荷受けに向けた体制の整備の検討をしています。



具体的な対応については、各地区本部、営農担当部署、各施設より、ご通知いたします。

「JA香川米」の 3要件

生産基準に基づき栽培され、
生産履歴記帳が確認されたお米

栽培履歴書記帳

銘柄が確認された種子により
生産されたお米

毎年種子更新

登録検査機関において
検査を受けたお米

農産物検査受検

品目横断的経営安定対策に係る過去の生産実績の移動ができます

期間内生産量を登録した方は、農政事務所から期間平均生産面積（以下「過去の生産実績」）が通知されています。この通知を受けた方で、平成16年度以降に農地の権利を移動等している場合は、過去の生産実績を移動することができます。

過去の生産実績の移動手続き

平成16～18年度に農地を移動している場合 ■**手続期日／平成19年8月10日まで**

準備書類

- 品目横断的経営安定対策実施要領別紙様式11号-2
- 農地の移動がわかる書類(農用地利用集積計画書の写し、作業受委託契約書の写し等)
- 移動にかかる関係者間の合意書
- 農地の移動後の経営面積がわかる書類(農地基本台帳の写し、耕作証明書等)

平成19年度に農地を移動している場合 ■**手続期日／平成19年9月30日まで**（緑ゲタの交付申請と併せて手続きしてください）

準備書類

- 品目横断的経営安定対策実施要領別紙様式11号-3
- 農地の移動がわかる書類(農用地利用集積計画書の写し、作業受委託契約書の写し等)
- 移動にかかる関係者間の合意書
- 農地の移動後の経営面積がわかる書類(農地基本台帳の写し、耕作証明書等)


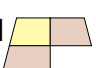
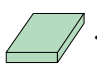
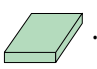
過去の生産実績の移動のルール

RULE 1 平成16年度以降、田又は畑の**権利移動**あるいは**農作業受託**を行った場合に限り、移動させることができます。

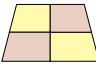
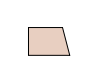
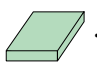
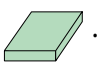
RULE 2 移動は、**当事者間での合意に基づき**行われるものとします。

RULE 3 移動量は、**以下の基準の範囲内で任意に設定**できます。

基準① 移動できる過去の生産実績 以下の式で計算される値の範囲内とします。

$1 \text{ 又は } \left(\frac{\text{出し手の有する過去の生産実績}}{\text{出し手の田又は畑あるいは農作業受託の合計面積}} \right) \text{ のいずれか大きい方 } \times \left(\begin{array}{l} \text{移動する田} \\ \text{又は畑あるいは} \\ \text{農作業受託の面積} \end{array} \right)$		
<p>例</p> <p>出し手の田又は畑の合計面積  ...10ha</p> <p>うち、移動する田又は畑の面積  ...7ha</p>	<p>場合</p> <p>事例1</p> <p>出し手の有する過去の生産実績  ...8ha</p> <p>移動できる過去の生産実績上限 $1 \times 7 = \underline{7ha}$</p>	<p>事例2</p> <p>出し手の有する過去の生産実績  ...15ha</p> <p>移動できる過去の生産実績上限 $\frac{15}{10} \times 7 = \underline{10.5ha}$</p>

基準② 移動後に出し手に残る過去の生産実績 以下の式で計算される値の範囲内とします。

$1 \text{ 又は } \left(\frac{\text{移動前の過去の生産実績}}{\text{移動前の田又は畑あるいは農作業受託の合計面積}} \right) \text{ のいずれか大きい方 } \times \left(\begin{array}{l} \text{移動後の田} \\ \text{又は畑あるいは} \\ \text{農作業受託の面積} \end{array} \right)$		
<p>例</p> <p>移動前の田又は畑の合計面積  ...10ha</p> <p>移動後の田又は畑の合計面積  ...4ha</p>	<p>場合</p> <p>事例1</p> <p>移動前の過去の生産実績  ...8ha</p> <p>移動後に残る過去の生産実績上限 $1 \times 4 = \underline{4ha}$</p>	<p>事例2</p> <p>移動前の過去の生産実績  ...15ha</p> <p>移動後に残る過去の生産実績上限 $\frac{15}{10} \times 4 = \underline{6ha}$</p>

20年産麦の増産が求められています! さらに作付拡大を図り 8月31日までに品目横断的経営安定対策に加入しましょう!

去る7月17日、香川県麦民間流通地方連絡協議会が開催され、製粉・精麦関係者等の実需者団体と生産者団体であるJA香川県との間で、20年産麦(19年秋播き麦)の取引等について協議されました。

実需者からの購入希望数量は小麦「さぬきの夢2000」:4,941t、はだか麦「イチバンボン」:8,140tでした。

一方、生産者の方からの20年産麦売渡委託契約申込(5月末時点)は、「さぬきの夢2000」は1,350haで、最近の単収から算出すると購入希望数量を満たすには、さらに5~10%の作付拡大が必要です。

また、「イチバンボン」については、約630haしか申込がなく、購入希望数量を満たすには3倍以上の作付拡大が必要な状況となっています。

実需者から高い評価を得ている今こそ、担い手経営革新促進事業(さぬき水田営農だより第21号参照)、各地域の産地づくり交付金等を活用した作付拡大を図りましょう。

そして、8月31日までに20年産麦に係る品目横断的経営安定対策の加入手続きをしましょう。



**20年産麦に係る品目横断的経営安定対策の加入受付期間は、
平成19年6月1日(金)~8月31日(金)までとなっています。**

準備書類

●品目横断的経営安定対策加入申請書兼補正届出書
(品目横断的経営安定対策実施要領別紙様式第5号-1)

品目横断的経営安定対策に係る過去の生産実績の移動、20年産麦の対策加入の手続きは…

○農政事務所で受け取ります

担当課等	受付場所	担当エリア	住所・TEL・FAX	受付日時
香川農政事務所農政推進課 (駐車場:9台)	1階	香川県内 すべての方	〒760-0018 高松市天神前3-5 TEL 087-831-8151 FAX 087-833-7291	土・日・祝日を 除く毎日 8:30~17:15
香川農政事務所地域第一課 (駐車場:4台)	1階	坂出市 近郊の方	〒762-0034 坂出市福江町2-2-3 TEL 0877-46-5144 FAX 0877-46-5146	
香川農政事務所地域第二課 (駐車場:4台)	2階 来客受付窓口	観音寺市 近郊の方	〒768-0012 観音寺市植田町1217-7 TEL 0875-25-3191 FAX 0875-25-3193	

○臨時出張所を設けて受け取ります(9月30日まで開設)

出張所設置場所	住所・TEL	受付日時
東讃農業改良普及センター	さぬき市津田町津田930-2 TEL 0879-42-0190	毎週火曜日 13:00~17:00
中讃農業改良普及センター	善通寺市生野本町1-1-12 TEL 0877-62-1022	毎週水曜日 13:00~17:00
西讃農業改良普及センター	三豊市豊中町笠田竹田438-1 TEL 0875-62-3075	毎週木曜日 13:00~17:00

申請手続きは
お早めに!!

内容に関するお問い合わせは、最寄りのJA、農業改良普及センター又は下記の問い合わせ先までお問合せ下さい。

●問合せ先/香川県農業協同組合中央会 TEL 087-825-2503 香川県農業協同組合農産課 TEL 087-818-4104
香川県農政水産部農業経営課 TEL 087-832-3406 香川県農政水産部農業生産流通課 TEL 087-832-3418